

「鹿沼市新庁舎整備市民会議」設置要綱

(設置)

第1条 鹿沼市新庁舎整備基本設計（以下「基本設計」という。）の策定に当たり、“安全で市民が利用しやすい庁舎”とするために必要な整備内容等について、広く市民及び関係者の意見を聴くため、鹿沼市新庁舎整備市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 新庁舎整備基本設計における施設内容等に関すること。
- (2) 基本設計業務プロポーザル実施要領の内容に関すること。
- (3) その他基本設計の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 市民会議は、委員30名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 市内関係機関、各種団体等の代表者又は推薦を受けた者
- (3) 行政関係者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める事務が終了するまでとする。

ただし、当該終了の日以前に委員がその職を退いたときは、その後任者が引継ぐものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民会議に委員長及び副委員長各1名を置き、市長の指名によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 市民会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第7条 委員長は、協議が終了したときは、速やかにその内容を記載した報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(関係者の出席)

第8条 市民会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対する会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 市民会議の庶務は、鹿沼市財務部庁舎整備推進室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、委員長が市民会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、第7条の規定により報告書が提出された日をもって失効する

鹿沼市新庁舎整備市民会議委員名簿

(敬称略)

No.	氏 名	団体・役職名	分 野
1	三橋 伸夫	宇都宮大学名誉教授	知識経験者
2	横尾 武男	鹿沼市議会	市議会議員
3	津久井 健吉	鹿沼市議会	市議会議員
4	鈴木 節也	鹿沼市自治会連合会	市民協働
5	山菅 昭八	鹿沼市自治会連合会	市民協働
6	吉澤 辰治	鹿沼市消防団	防 災
7	木村 剛考	鹿沼商工会議所	まちづくり
8	井戸 道廣	栗野商工会	まちづくり
9	宇賀神 正雄	上都賀農業協同組合	まちづくり
10	柴山 淳	上都賀農業協同組合 南部青年部	まちづくり
11	渡辺 保	鹿沼市森林組合	地域振興
12	福田 七右衛門	栗野森林組合	地域振興
13	石川 大悟	鹿沼青年会議所	市民活動
14	小島 正男	鹿沼市老人クラブ連合会	市民活動
15	大塚 美津子	鹿沼市民生委員児童委員協議会連合会	市民活動
16	山崎 晴美	鹿沼市婦人防火クラブ連合会	市民活動
17	葉山 廣	鹿沼市身体障害者親交福祉会	福 祉
18	岩瀬 昭子	鹿沼市手をつなぐ育成会	福 祉
19	吉村 アヤ子	鹿沼市肢体不自由児者父母の会	福 祉
20	永田 由美子	鹿沼ファミリー劇場	子育て
21	清水 浄	鹿沼市PTA連絡協議会	子育て
22	松島 良子	鹿沼市環境活動推進会議	環 境
23	風間 教司	地域貢献活動等に取り組む団体	地域貢献活動
24	石澤 久子	鹿沼市観光物産協会	まちづくり
25	大出 ヨシ	鹿沼市消費生活市民会議	くらし
26	藤田 雄一	鹿沼建具商工組合	地場製品
27	徳原 英晴	鹿沼機械金属工業協同組合	地場製品
28	石川 昭男	栃木県建築士会 鹿沼支部	地場製品
29	松山 裕	副市長	行 政